

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	DCダイナミック・アロケーション・ファンド
愛称	DC攻守のチカラ
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2014年8月15日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	国内債券マザーファンド、先進国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド、新興国債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、先進国株式マザーファンド、新興国株式マザーファンド、国内REITマザーファンド、先進国REITマザーファンド、ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
運用方針	イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、内外の債券、株式および不動産投資信託証券(リート)に投資を行い、市場の局面判断および投資対象のリスク水準等によって投資対象の配分比率を調整することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。 ロ. 投資対象の配分比率の調整にあたっては、以下の方針を基本とします。 1. 投資対象を相対的に価格変動リスクが小さいと考えられる資産(以下「安定重視資産」といいます。)と相対的に価格変動リスクが大きいと考えられる資産(以下「成長重視資産」といいます。)に区分します。 ※ 安定重視資産とは、日本国債、先進国国債(為替ヘッジあり)をいいます。 ※ 成長重視資産とは、新興国国債、日本株式、先進国株式、新興国株式、日本リート、先進国リートをいいます。 2. 安定重視資産および成長重視資産の組入比率を、市場の局面判断に基づいて定期的に見直します。 3. 前2.の見直しの際、成長重視資産にかかるマザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、信託財産の純資産総額の50%程度以下とします。 4. 安定重視資産内および成長重視資産内での配分比率は、投資対象のリスク水準等を勘案して決定し、定期的に見直します。 ハ. 市場環境によっては、信託財産の全部または一部を、ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券を通じてわが国の短期債、コマーシャル・ペーパー等による運用に一時的に切り替える場合があります。 ニ. 上記イ.～ハ.について、りそなアセットマネジメント株式会社の助言を受けます。 ホ. マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ヘ. 先進国債券(為替ヘッジあり)マザーファンドでは、保有する外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。新興国債券マザーファンド、先進国株式マザーファンド、新興国株式マザーファンドおよび先進国REITマザーファンドでは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。 ト. 安定重視資産・成長重視資産の各マザーファンドについては、対象とする各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
主な投資制限	● 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	当ファンドにはベンチマークはありません。
決算日	毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)
収益分配	● 毎決算時(計算期末)に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ● 収益分配金は自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には以下の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.1%(税抜年1.00%) (内訳:委託会社0.528%(税抜0.48%)、販売会社0.528%(税抜0.48%)、受託会社0.044%(税抜0.04%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替金の利息、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ● その他費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を示すことができません。

(運営管理機関) りそな銀行

項目	内容
8. お申込み不可日等	ニューヨークまたはロンドン証券取引所およびニューヨークまたはロンドンの銀行のいずれかの休業日には、ファンドの受益権の取得・解約の申込みの受付は行いません。 金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込み・解約請求ができない場合がありますので、弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み損失の可能性	基準価額は、後述の「基準価額の主な変動要因等」により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。
11. 基準価額の主な変動要因等	当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。
株価の変動リスク (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
公社債の変動リスク (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格の下落は、基準価額が下落する要因となります。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
リートの変動リスク (価格変動リスク・信用リスク)	リーートの価格は、不動産市況の見通しや市場における需給等、リーートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度変更等の影響を受けます。組入リーートの市場価値が下落した場合、基準価額が下落する要因となります。
有価証券(指数)先物取引の利用に伴うリスク	先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。先進国の債券については、為替ヘッジを行います。影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行う際、金利差や需給要因等によってはコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
当ファンドの戦略に関するリスク	当ファンドは、内外の債券、株式およびリーートの配分比率等を調整することで、安定した収益の獲得や下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。 市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追従できない場合があります。
その他のリスク	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
12. セーフティーネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	大和アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理を行います。) (再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。